

平成25年東京二十三区清掃一部事務組合議会決算特別委員会会議録 目 次

期日	1
場所	1
出席委員	1
欠席委員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
傍聴人	3
議題	3
開会・開議	4
委員長の互選	4
委員長あいさつ（梅沢五十六委員長）	5
副委員長の互選	5
議案審査	5
統括・詳細説明（大久保一成総務部長）	5
詳細説明（井上 隆施設管理部長）	9
詳細説明（中村浩平建設部長）	11
質疑	12
閉会	42

平成 2 5 年

東京二十三区清掃一部事務組合議会決算特別委員会

1 期 日 平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員 (1 6 名)

委員長 葛飾区 梅沢五十六

副委員長 文京区 渡辺雅史

委員 千代田区 嶋崎秀彦

港区 井筒宣弘

新宿区 おぐら利彦

荒川区 志村博司

品川区 石田秀男

目黒区 橋本欣一

大田区 高瀬三徳

世田谷区 山口ひろひさ

渋谷区 前田和茂

中野区 伊東しんじ

杉並区 大泉時男

墨田区 沖山 仁

江東区 星野 博

足立区 馬場信男

4 欠席議員 (7 名)

委員 中央区 原田賢一

台東区 和泉浩司

北区 戸枝大幸

豊島区 竹下ひろみ

板橋区 茂野善之

練馬区 小泉純二

江戸川区 高木秀隆

5 出席説明員

管理者 西川太一郎

副管理者 佐藤良美

監査委員	成澤 廣 修
監査委員	高橋 邦 夫
総務部長	大久保一成
総務部担当部長（総務課長事務取扱）	市川 恭 一
総務部担当部長（企画室長事務取扱）	柳 井 薫
調整担当部長	原 隆 寿
施設管理部長	井 上 隆
処理技術担当部長	大塚 好 夫
施設管理部担当部長（施設課長事務取扱）	細 江 敏 明
建設部長	中 村 浩 平
計画推進担当部長	石崎 尚 志
監理調整担当課長	渡 辺 敦
経営改革担当課長	山 田 良 司
職員課長	小 林 孝
労務・研修担当課長	三 羽 憲 和
財政課長	石 井 康 弘
契約管財課長	池 田 剛
用地担当課長	宮 村 和 己
事業調整課長	濱 園 義 弘
管理課長	中 尾 正 巳
技術課長	塚 越 浩
発電計画担当課長	栗 原 康 明
計画推進課長	岩 崎 豊
推進担当課長	森 裕 明
建設課長	西 山 正 彦
清掃事業国際協力室長	山 崎 廣 孝
清掃事業国際協力課長	大 川 裕
清掃技術訓練センター次長	栗 田 明 男

6 出席議会事務局職員

事務局長	和 気 剛
事務局次長	岩 松 隆 志

書記 辺 見 文 子

同 笠 原 尚 子

7 傍聴人 3 名

8 議 題

(1) 正副委員長の互選

(2) 議案審査

① 認定第 1 号 平成 2 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について

(3) その他

開

会（午後 2 時 3 2 分）

○和気 剛事務局長 事務局から申し上げます。本委員会は、決算特別委員の選任後、はじめての委員会ですので、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、杉並区の大泉時男委員に臨時委員長をお願いいたします。

○大泉時男臨時委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

はじめに、傍聴の許可についてお諮りいたします。

傍聴人から当委員会の傍聴の申し出がありますので、これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大泉時男臨時委員長 ご異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおり、これより議題 1、正副委員長の互選に入ります。

はじめに、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大泉時男臨時委員長 ご異議なしと認めます。よって、委員長の互選は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の指名は、臨時委員長から行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大泉時男臨時委員長 ご異議なしと認め、臨時委員長から委員長を指名することに決定いたしました。

委員長には、葛飾区の梅沢五十六委員をご指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大泉時男臨時委員長 ご異議なしと認めます。よって、梅沢五十六委員が委員長に選出されました。それでは、梅沢委員長に座席の移動をしていただき、ごあいさつをお願いいたします。

〔委員長 着席〕

○梅沢五十六委員長 決算委員会の委員長に指名をいただきました梅沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算特別委員会を進めます。

これより、副委員長の互選を行います。副委員長の互選は指名推薦の方法により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○梅沢五十六委員長 異議なしと認め、よって副委員長の互選は指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。副委員長の指名は委員長から行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○梅沢五十六委員長 異議なしと認め、よって、委員長から副委員長を指名することに決定いたしました。

副委員長には、文京区の渡辺雅史委員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○梅沢五十六委員長 異議なしと認めます。よって、渡辺雅史委員が副委員長に選出されました。よろしくお願いいたします。

これより、議題２、議案審査に入ります。

認定第１号を議題といたします。

まず、総務部長から全体の概要説明、次に、各部長から詳細説明を行った後、質疑・意見に入ります。

それでは、総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○大久保一成総務部長 それでは、私からは、平成２４年度一般会計歳入歳出決算につきまして、全体の総括説明を行った後、続けて総務部所管の主な事業につきまして、ご説明させていただきます。

議案として送付させていただいております決算書、決算審査意見書及び予算執行の実績報告の三つの冊子がございますが、３冊目、平成２４年度予算執行の実績報告、主要な施策の成果説明書がございます。これに基づきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、まず１ページをお開きいただきたいと思います。

1 ページの冒頭にもございますように、平成 24 年度当初予算は、大田清掃工場、練馬清掃工場及び杉並清掃工場の建替工事や清掃工場等の補修工事を着実に実施し、安全で安定した中間処理をさらに推進することなどを基本方針として編成したところでございます。

続く 2 ページから 5 ページにつきましては主要事業の成果を記載しておりますけれども、こちらにつきましては、こののち、各所管部長より説明させていただきますので、飛びまして、7 ページをお開きいただきたいと存じます。

7 ページ、一般会計歳入歳出決算総括でございます。

歳入決算額は、831 億 1,328 万 5,012 円。歳出決算額は 792 億 5,083 万 7,288 円。歳入から歳出を差し引いた額は 38 億 6,244 万 7,724 円で、建設設備等整備の一部につきまして、事故繰越により 8,085 万円を翌年度に繰り越したため、実質出資額は 37 億 8,159 万 7,724 円となっております。

その次、8 ページ、9 ページをお開きください。

まず、3 につきまして、主なものをご説明申し上げます。

収入済額における構成比の大きい順から申し上げます。

まず、第 1 款、分担金及び負担金。これは特別区の分担金で、収入済額は 414 億 3,700 万円。構成比が 49.9% で、本組合における歳入の根幹をなしております。

続きまして、第 2 款、使用料及び手数料。これは廃棄物処理手数料収入などで、138 億 897 万 8,842 円。構成比は 16.6% でございます。

次に、第 6 款、繰入金。これは財政調整基金からの繰入金で 88 億 7,000 万円。構成比は 10.7% となっております。

一番下、歳入合計でございますけれども、予算現額が 827 億 6,900 万円。収入済額は 831 億 1,328 万 5,012 円。収入率は 100.4% となっております。

次に、10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出でございます。主なものをご説明申し上げます。

支出済額における構成比の多い順から申し上げます。

まず、第 3 款、清掃費。これは清掃工場不燃・粗大ごみ処理施設などの

運営費及び施設整備費で、支出済額は５２１億３，１４７万１，９３５円。執行率は９４．６％。構成比は６５．８％となっております。

続きまして、第５款、諸支出金。これは財政調整基金積立金で１１３億６，８００万円。構成比は１４．３％でございます。

次に、第４款、公債費。これは組合債の元利償還金で、１１０億２，６１０万７，５１９円でございます。構成比は１３．９％でございます。

歳出合計は、一番下でございます、予算現額が８２７億６，９００万円。支出済額は７９２億５，０８３万７，２８８円。執行率が９５．７％となっております。

続きまして、１２ページ、１３ページをお開きください。

款別・年度別決算状況でございます。

まず、歳入ですが、上段の表の一番右、平成２４年度の歳入合計欄をご覧くださいますと、前年度に比べまして５．４％の増となっております。これは、第６款、繰入金及び第４款、財産収入が減となりましたが、第９款、組合債、第１款、分担金及び負担金及び第３款、国庫支出金が増となったことなどによるものでございます。

次に、下段にございます歳出は、前年度と比べ、７．４％の増となっております。これは第４款、公債費及び第３款、清掃費のうち、第１項、清掃費で減となりましたが、第３款、清掃費のうち第２項、施設整備費が大幅な増となったことなどによるものでございます。

次に、１４ページ、１５ページをお開きください。

こちらは、性質別・年度別決算状況でございます。

下段の歳出でございますが、人件費及び公債費であります、義務的経費の決算額は、一番右の平成２４年度欄をご覧くださいますと、２２４億６，３１９万２，０００円で、構成比は２８．３％。前年度比べまして５．２％の減となっております。

投資的経費につきましては、同じく９６億６，２２９万９，０００円。構成比は前年度より８．１ポイント上昇いたしまして、１２．２％。

また、物件費を初めとするその他の経費は４７１億２，５３４万６，０００円で、構成比は５９．５％となっております。

次に、１６ページ、１７ページをお開きください。

職員費決算状況でございます。

決算額は一番下の段にございますように、１１４億１，０２３万５，７８７円。執行率は９６．２％となっております。前年度と比べまして、４億１，８００万円の減。３．５％の減となっております。

次に、１８ページ、１９ページをお開きください

組合債現在高調書でございます。

平成２４年度中に３６億８，２００万円の組合債を新たに発行いたしましたが、既に発行した組合債の定時償還が進捗したことにより、平成２４年度末現在高は、前年度末に比べまして６７億４，４４１万円減少し、３６９億７，７８６万９，０００円となっております。

ページが飛びますが、８２ページをお開きください。

８２ページの中ほどの表、財政調整基金の状況でございます。

平成２４年度末の現在高は、前年度末に比べまして２４億９，８００万円増加いたしまして、１９６億６，６００万円となっております。なお、今年度の当初予算におきまして、このうち６２億３，０００万円を繰り入れ、財源対策として活用しております。

以上で、平成２４年度決算の総括説明とさせていただきます。

なお、決算審査意見書におきまして、監査委員より決算審査を行った結果、いずれも法令に適合し、計数上過誤のないことを認めたとする報告をいただいております。

続きまして、総務部所管の主なものについてご説明いたします。

ちょっとお戻りいただきまして、４９ページをお開きください。

事業名２、本庁管理。こちらは、庁舎管理、文書管理、契約事務、情報システム運営等の本庁管理等に要した経費で、執行率が９６．９％となっております。

そのページの予算執行の実績の欄。

１番といたしまして、総務事務のうち本庁舎維持管理他では東京都が帰宅困難者対策条例におきまして、事業者に対し、従業員３日分の食料などの備蓄などが努力義務化したことに伴い、非常用食糧の備蓄基準を従来の２日分から３日分に変更し、不足分を購入しております。

続きまして、５５ページをお開きください。

こちらは事業名６、企画広報。企画・技術管理、広報活動及び清掃事業国際協力に要した経費で、執行率は８９．７％となっております。

ページ中ほどの予算執行の実績欄 1 番、企画・技術管理のうち、ごみ排出原単位等実態調査委託は、23 区の区域内から発生する家庭ごみ及び事業系ごみにつきまして、一般廃棄物処理基本計画における施設整備等を検討する際に必要とされる基礎的な資料を得ることを目的として実施しております。

3 番、清掃事業国際協力。これは、清掃事業の国際協力に係る経費で、政府などが進める海外展開支援事業の事業化調査において、提案事業の要請を受けまして、ごみ処理の制度設計、住民合意形成などについて助言を行いました。なお、本件につきましては、提案事業者から事業化調査協力金が本組合に支払われております。

続きまして、56 ページをお開きください。

事業名 7、清掃技術訓練でございます。こちらは、ごみの中間処理に関する技術や技能の維持・向上を目的とする訓練機関でございます。清掃技術訓練センターの運営に要した経費で、執行率は 82.6 %となっております。

清掃工場などで培ってきた知見の再構築と施設部門における課題解決支援を行うため、平成 25 年度に調査研究部門を拡充しておりますが、平成 24 年度はそのための準備経費を執行しております。

以上で、総務部所管の説明を終わります。

○梅沢五十六委員長 次に、施設管理部長の説明を求めます。

○井上 隆施設管理部長 私からは、施設管理部所管の主なものについてご説明いたします。

まずはじめに、歳入からご説明いたします。

恐れ入りますが、引き続き、予算執行の実績報告の冊子、25 ページをお開き願います。

清掃手数料。こちらは、清掃事務手数料収入及び廃棄物処理手数料収入でございます。予算現額は 138 億 199 万 5,000 円に対し、収入済額は 137 億 9,768 万 4,400 円で、収入率は 100.0 %となっております。

飛びまして、恐縮ですが、36 ページをお開き願います。

宮城県女川町からの災害廃棄物の受入れに伴う受託事業収入でございます。予算現額 3 億 3,103 万 8,000 円に対し、収入済額は 3 億 4,

5 9 8 万 6, 0 9 5 円で、収入率は 1 0 4. 5 % となっております。これは受入量に受け入れ単価、キロ当たり 1 4. 5 円をかけたものでございます。

2 枚おめくりいただきまして、4 0 ページをご覧ください。

清掃工場における余剰電力及び熱エネルギーの売払収入でございます。予算現額 6 5 億 7 1 7 万 7, 0 0 0 円に対し、収入済額は 6 5 億 1, 5 0 2 万 6, 0 6 0 円で、収入率は 1 0 0. 1 % となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

恐れ入りますが、6 1 ページをお開きください。

ごみ焼却作業、清掃工場等におけるごみの中間処理作業等に要した経費でございます。予算現額 2 8 8 億 7, 0 6 7 万 4, 0 0 0 円に対し、支出済額は 2 6 6 億 2, 9 3 9 万 1, 2 8 2 円。執行率は 9 2. 2 % となっております。

不用額の主な要因は 1、焼却作業管理における光熱費及び 2、焼却技術管理における薬剤購入費の実績による残でございます。

1 枚おめくりいただき、右側、6 3 ページをごらんください。

ここからは不燃・粗大ごみの処理費でございます。

まず、中防不燃処理センターにおける処理作業経費は、予算現額 1 9 億 2, 8 8 8 万 8, 0 0 0 円に対し、支出済額は 1 8 億 5 7 2 万 4, 1 0 3 円で、執行率は 9 3. 6 %。不用額の主な要因は、光熱水費の実績による残でございます。

1 枚おめくりいただき、6 4 ページをお開きください。

京浜島不燃ごみ処理センターにおける処理作業経費は、予算現額 1 0 億 1, 1 0 8 万 9, 0 0 0 円に対し、支出済額は 9 億 7, 5 8 4 万 1, 8 6 9 円で、執行率は 9 6. 5 % となっております。

続いて、右側、6 5 ページをご覧ください。

粗大ごみ破碎処理施設における処理作業経費は、予算現額 1 6 億 8, 2 5 4 万 8, 0 0 0 円に対し、支出済額は 1 6 億 4, 4 8 1 万 3, 9 2 5 円で、執行率は 9 7. 8 % となっております。

1 枚おめくりいただき、6 6 ページをご覧ください。

破碎ごみ処理施設における粗大破碎済ごみの焼却処理作業に要した経費は予算現額 7 億 4, 8 7 6 万 4, 0 0 0 円に対し、支出済額は 6 億 9, 7

8 4 万 9, 0 4 5 円で、執行率は 9 3. 2 % となっております。

不燃・粗大ごみについては、以上でございます。

1 枚おめくりいただき、6 8 ページをご覧ください。

品川清掃作業所におけるし尿等の処理経費でございます。予算現額 1 億 7, 8 1 5 万 3, 0 0 0 円に対し、支出済額は 1 億 7, 7 1 3 万 4, 4 8 1 円で、執行率は 9 9. 4 % となっております。

続いて、右側、6 9 ページをご覧ください。

焼却灰や破碎済ごみ等の埋立処分にかかる東京都への委託経費でございます。予算現額 2 5 億 1 5 5 万 6, 0 0 0 円に対し、支出済額は 2 4 億 5, 1 4 8 万 2 0 4 円で、執行率は 9 8. 0 % となっております。

飛びまして、恐縮ですが、7 3 ページをお開きください。

既存清掃工場の設備及び施設の整備工事等に要した経費でございます。予算現額 2 5 億 5, 1 4 4 万 8, 0 0 0 円に対し、支出済額は 2 4 億 1, 1 5 8 万 6, 3 5 0 円で、執行率は 9 4. 5 % となっております。

施設管理部所管の主なものについての説明は以上でございます。

○梅沢五十六委員長 次に、建設部長の説明を求めます。

○中村浩平建設部長 それでは、私から建設部所管の主なものについてご説明をいたします。

はじめに、歳入についてでございます。

引き続き、予算執行の実績報告の冊子、2 6 ページをお開きください。

第 1 目、清掃費国庫補助金の収入実績欄、1、循環型社会形成推進交付金でございます。循環型社会形成推進交付金は、循環型社会の形成を目的とした廃棄物処理施設整備に対する国の交付金で、収入率は 1 0 0 % でございます。内容は、大田、練馬、光が丘の各清掃工場の整備事業に対する交付金となっております。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入ります、7 1 ページをお開きください。

事業名 1、清掃工場の建設の予算執行の実績欄、2、練馬清掃工場から次ページ、7 2 ページの 6、世田谷清掃工場までが建設部所管の事業で、清掃工場の建設、建替工事や環境影響調査委託、整備計画策定調査委託等に要した経費となっております。

お戻りいただきまして、2、練馬清掃工場は平成 2 2 年 1 2 月に着工し、

平成２７年９月のしゅん工を予定しており、現在は地下の基礎工事と躯体工事を行っております。

３、大田清掃工場は平成２１年６月に着工し、平成２６年９月のしゅん工を予定しており、現在は、工場棟の建築工事とプラント工事を行っております。

４、杉並清掃工場は、平成２４年９月に着工し、平成２９年９月のしゅん工を予定しており、現在は解体工事を行っております。

５、光が丘清掃工場は、平成２５年２月に建替計画を策定し、平成２８年度着工に向けて、現在は環境影響評価書案の作成を進めております。

次ページ、７２ページでございます。

６、世田谷清掃工場は、平成２０年３月にしゅん工しており、工事後に行う環境影響評価（事後調査）を実施したものでございます。各事業とも、予算現額に対しまして、ほぼ予定どおりの執行となっております。

今後とも、一般廃棄物処理基本計画に基づき、着実に清掃工場の整備事業を進めるとともに、適正な予算執行に努めてまいります。

以上で建設部の説明を終わります。

○梅沢五十六委員長 それでは、これより質疑・意見を行います。

質疑・意見はありませんか。

○渡辺雅史副委員長 すみません、副委員長なのに最初に質問をさせていただいて。

簡潔にやりたいと思います。

このページでいうと、６０ページから６１ページにかけてだと思うのですが、いわゆる清掃工場の運営についてちょっと質問させていただきます。

清掃工場は休日も夜間も休みなく稼働しているわけで、大変、運営にご苦労されていると思うのですが、そこで、工場の運転、特に休日・夜間の体制と、また、事故やトラブルを起こさないための技術力の確保についてちょっと質問させていただきます。

まず初めに、休日・夜間については、１工場当たり、どのような体制で運営をされているのか。また、その業務内容をちょっと具体的にお伺いしたいのと、あとは、休日とか夜間の運転中に事故とかトラブルが発生した際の危機管理体制というのは、これはどうなっているのか、この２点、ちょっと質問させていただきます。

○中尾正巳管理課長 工場内の夜間の体制、あるいはトラブルということでござい

すけれども、夜間につきましては、運転の職員等を配置いたしまして運転の方を進めております。運転の職員については、5人から8人の体制で夜間の運転を行っております。

また、事故のトラブル等ですけれども、事故等が発生いたしますと、各工場から、私、管理課長と技術課長の方に報告が入るようになっておりまして、我々の方から関係部署等に報告をいたしまして対応するというような内容になっております。

以上でございます。

○塚越 浩技術課長 申しわけございません。休日の勤務体制について、補足で説明いたします。

休日につきましては、ごみ収集の作業日がある場合は、日勤の職員も約4分の1程度出勤をして勤務にあたっております。また、日曜日と夜間につきましては、先ほど管理課長の方がご説明したとおり、運転係、オペレーションをする人数だけで運営を行っているというものでございます。

○渡辺雅史副委員長 ありがとうございます。それと、この予算執行の61ページに清掃工場の運転管理委託というふうに出ているんですけれども、これは幾つの工場で運転管理を委託しているのかということと、この工場における運転管理というのは大変重要な業務だと思うんですけれども、この委託事業者の職員の技術力とか、危機管理能力とか、そういったものはどのように担保されているのか、お聞きしたいと思います。

○細江敏明施設課長 それでは、私からお答えいたします。今現在、清掃工場の運転管理委託をしている工場は19工場のうち8工場でございます。

それから、灰溶融設備と受付部門を委託している工場は6工場ということでございまして、19工場中14工場で業務委託を実施しているということでございます。

それから、委託業者の技術力等ですけれども、14工場のうち5工場は清掃一組でつくりました東京エコサービス株式会社、ここは一組の事業の補完代行をしている組織でございまして、多くのOB等を擁しておりますので、ここがやっているということで、まず問題はございません。

残りの工場につきましては、工場のプラントを設計・施工したプラントメーカーがやっておりますので、こちらの方につきましても問題ないということで、安定した運転をされている状況でございます。

以上でございます。

○渡辺雅史副委員長 直営の工場もあるんですね。委託事業者の技術力の担保については、そもそも直営の方の清掃一組の職員の技術力というのが高くなければだめなんだろうというふうに思っていますし、今、お話のあった清掃一組の職員が運転管理を行っている工場では、なおさら職員の技術力が問われるかというふうに思っているんですけれども、最後に、清掃一組の職員の技術の向上についてはどのような取組をされているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○細江敏明施設課長 直営の職員につきましては、東京都時代から長年清掃事業に携わってきた技術者がまだ少し残ってございます。そういった人たちを中心にしたOJTといたしますか、職場への研修も行っております。

それから、訓練センターが私どもにできておりまして、そこでも運転管理コースですとか、設計・積算コース、そういった幾つかのコースがありまして、そこで技術を磨いているということでございます。

それから、今現在、昨年度から引き続き、今年度も人材育成計画というものを作成しておりまして、今後の技術者をどう育成していくかというようなことも全庁的に検討しているところでございます。

○渡辺雅史副委員長 ありがとうございます。恐らく、多分、団塊の世代の人たちがずっと退職をしていくと、ノウハウとか技術の継承というのが大きな課題になるかというふうに思いますので、今後、一層、職員の技術力を高めていくような取組をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○梅沢五十六委員長 ほかにございますか。

○志村博司委員 ただいまの61ページの定期補修工事に関連して質問させていただきたいと思うのですが、今年の1月、2月の全員協議会や本会議、予算特別委員会等で報告や質疑があったということで、新江東清掃工場での定期補修工事中の死亡事故についてなんですが、この事故が起こったのは1月10日でございます、多分、2月の本会議予算特別委員会のころはあまり経過もよくわかっていなかったし、その後、議長会も大分メンバーが変わりましたので、その事故の概要、また、今日までの経緯について、分かる範囲でご報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○塚越 浩技術課長 それでは、私の方から新江東清掃工場の労働災害のその後の経

過についてご説明いたします。

本年1月10日、新江東清掃工場の定期補修工事中に発生いたしました労働災害死亡事故についての現在までの経過でございます。

まず、事故の原因につきましては、3月28日に亀戸労働基準監督署から元請の株式会社タクマに出されました安全衛生指導書、こちらに本災害については、足場の組立てにおいて開口部が設けられ、開口部に対して特段の措置が講じられなかったことが原因であるというふうに明記されております。

合わせて、元請の株式会社タクマ及び、今回、被災者を出してしまいました下請の矢吹炉研株式会社に対しまして、墜落防止や労働者間の合図などの見直しなど、安全性にかかる事項について改善策を図り、改善状況について報告するよう指導されたというふうに報告を受けております。

これに対しまして、株式会社タクマ及び矢吹炉研株式会社は改善公告書を4月12日及び4月15日にそれぞれ亀戸労働基準監督署の方に提出してございます。

是正の内容につきましては、墜落防止については、足場仮設に開口部が必要な場合は必ず安全対策の措置を講じること。また、作業前点検として、安全巡視点検を必ず実施することという内容でございます。

また、労働者間の合図等の見直しについては、作業手順、役割分担を明確に定め、周知徹底を図るとともに、作業員の交代につきましては、機械の外部にて必ず行うという是正内容でございます。

この内容につきましては、その後、6月28日に株式会社タクマが亀戸労働基準監督署に改善内容についての了承、この内容でいいかどうかの了承を確認しております。

安全衛生にかかわる協議事項については、以上でございます。

また、ご遺族との補償の協議状況につきましては、直接雇用会社であります矢吹炉研株式会社が現在対応しております。なお、遺族からは、今回の労働災害事故についてご理解をいただいているということを株式会社タクマより報告を受けております。今後も、ご遺族に対して丁寧な対応を進めていくということでございます。

また、刑事責任につきましては、警察の捜査につきましては、早い段階で終了しておりますが、亀戸労働基準監督署が労働安全衛生法などに基づ

く知見から、書類送検についてまだ現在も検討中というところでございます。

新江東清掃工場の労働災害事故についての、現在までの内容としては以上でございます。

○梅沢五十六委員長 ほかにございますか。

○星野 博委員 私からは、灰溶融処理を中止というか、休止をしました。

非常に私はとっぴなふうに受けとめているのですが、焼却灰を溶融して、これをスラグ化して資源化するというので、一つのごみ処理システムというものを目指している方向性だと思っております、つい最近までこの溶融炉の建設については熱意を持って大変な予算をかけてやってきたと、そんなふうに理解しているんですが、これが、先ほども申しましたけれども、特化として方向転換をして、順次、休止していくと。

最後に多摩川と葛飾ですか、2工場だけ残すということなんですが、この方向転換については、議会に対しても、区民に対しても、納得のいく説明をする、私はしていただきたいなということでこの質問をさせていただきます。

それと、この焼却灰の処理について、今後、この焼却灰はそのまま中防へ持って行って埋め立ててしまうということにするのか、それとも、これは何らかのまた資源化とか等、そういった方向性を考えているのか、その点、2点質問いたします。

○細江敏明施設課長 灰溶融の休止につきましては、5月の全員協議会でご説明してきたわけでございますけれども、なぜそういうふうになったかと申しますと、実は、灰溶融につきましては、今お話のありましたとおり、灰を資源化するというので、埋立処分場の延命化にもつながる非常に期待されていた技術なんですけれども、多額のエネルギーが必要になってくるんですとか、あるいは地球温暖化対策、そういったことの逆風が吹きましたし、それから、先の3.11の地震におきましては、放射能問題、あるいは電力需給逼迫といったような問題がありましたので、平成23年度から24年度に、今後の灰溶融炉施設をどうしようかということで、東京都、それから23区、一組の管理職が集まりまして検討会を開きました。

今後は全量溶融ということではなくて、有効利用する部分だけスラグにすることにしました。ついては、最終的には、7施設のうち、平成28年

度以降は2施設残し、あとは、順次、平成26年度から休止することになったものでございます。

なぜ、この2施設が残ったかということですがけれども、実は、生成したスラグの有効利用の90%が東京都の埋立処分場での造成工事の地盤改良材として使われておりますけれども、これが平成27年度いっぱい、一旦、終了いたします。

ということで、平成28年度以降はなかなか有効利用が見込めないということで、23区さんの方で主にアスファルト舗装等に使っていただいておりますけれども、こういった部分でお使いになっていただいている分だけ作っていきましょうということになりました。

施設を残すにあたりましては、当然、経済性を考慮いたしましたし、それから、電力需給逼迫への貢献ですとか、地域性、こういったものを総合的に評価いたしました結果、施設規模の小さい葛飾工場と多摩川工場が平成28年度以降、存続して運転するという事になった次第でございます。

○塚越 浩技術課長 二つ目の質問の今後の灰の資源化について、私の方から説明いたします。

灰の資源化につきましては、今、施設課長の方から説明がありましたとおり、3.11の福島原発の事故以降、灰を焼却することによって灰の方に放射性物質が濃縮するという傾向を確認しております。

焼却にあたりましては、飛灰と主灰それぞれ2種類の灰が排出されるんですがけれども、現在もこの飛灰につきましては、飛灰と申しますのは集じん機で集められる灰のことですがけれども、こちらの方の放射能濃度は国の定めた有効利用に資する100ベクレル以下にまだなっていないという状況でございます。

ですので、その資源化につきましては、やはり放射能濃度が100ベクレル以下にならないと資源化はできないのではないかと考えているところでございます。

ただ、主灰につきましては、ほとんどの工場、今、100ベクレル以下になっているという状況でございます。100ベクレル以下につきましては、有効利用、資源化に資することができるという国の方針もございしますので、この主灰につきましては、現在、セメントの材料としての資源化ができるのかどうかというところの調査を、今、行い始めたという状況で

ございます。

○柳井 薫企画室長 少し補足しますと、灰の溶融処理につきましては、ご案内のとおり東京都清掃局の時代に新海面処分場建設の埋立て認可と、当時、ダイオキシン対策が非常に大きな問題となっておりましたので、溶融処理については、ダイオキシンが分解できるし、また、溶融することによって容積も半分近くになったり、場合によっては将来的に砂のかわりに使えるということで、東京都が国の方針を受けまして全量溶融計画をつくってきたものであります。

その後、今、説明したとおり、溶融処理については非常にエネルギーにお金がかかったり、これは当初からある程度わかっていたことでありますけれども、そういうダイオキシン対策や処分場の延命化という非常に重要な問題に対してやはり取り組んでいこうということで全量溶融になりました。

移管に際しまして、一組がこれを受けたものでございまして、それに沿って整備を進めてきて、平成19年度末には、一応、東京都の計画を引き継いだものは完成したところでございます。

ただ、この間、やはり経費自体高くかかっていたり、京都議定書の発行等で国の方も溶融処理については、作らなくても補助金を出すなど、順次、見直しを図ってきたところであります。

その後、最終的には、東日本大震災で、溶融すると灰等に放射性物質が濃縮したり、また大きな問題、エネルギーに関する廃棄物処理の役割の中で、できる限り、あるべき想定したメリットの中で、溶融処理を縮小していこうということになってございます。

そういった意味では、灰溶融処理についても、当初の見通しがどうだったかというご意見はあろうかと思えますけれども、我々としましても、東京都の方針や移管の方針及び国等の温暖化や震災に対する対応等々を踏まえまして、適切に関係の皆様と協力しながら、見直しをしたものでございます。

それから、区民に対するいろんなご説明につきましてはおっしゃるとおりでございまして、この間につきましては、私どもとしては区民との意見交換会というものを独自に構成しておりまして、去年と今年にかけて大きな計画の変更に対して、今般の実施計画、実施施設に関しても意見交換会

を開催しまして、意見を聞き、皆様にご理解を得るとともに、ホームページでも公表しております。

それから、各運営協議会につきましても、各工場、溶融施設のある工場を中心として詳細な説明をし、ご理解を得てきたと思っております。

こちらからは以上でございます。

○星野 博委員 これは責任ということになれば、国とか東京都の施策を引き継いだという部分もあると思います。なかなか、だめなものをいつまでやってもしょうがないということもあるんだろうとは思いますが、それにつけても、見通しの甘さというのか、当初から、今お話がありましたけれども、わかっている部分も、大量のエネルギーを使うとか、維持管理が大変だとか、技術的な問題とかというのはわかっていたわけですから、ひとつこれを大きな教訓として一部組合はしていただきたいと思うのと同時に、この処理システムというのは、一つ、リサイクルというか、完結する、なかなかアイデア的にはいいアイデアだなと思ったんですけども、それがだめになったということで、僕はその中防の、何でも中防に行って埋めてしまえばいいという感覚ではなくて、新たな処理システム、これは知恵を絞って、資源化の道とか、その辺、また、区民から大いに評価されるような、考えてつくり上げていっていただきたいなと、それは強く要望させていただきます。

以上です。

○梅沢五十六委員長 ほかにございますか。

○おぐら利彦委員 おぐらでございます。私からは、この実績報告の73ページ、74ページのところです。清掃工場の施設整備についてお伺いしたいと思います。

今回の提出議案で出ているように、足立清掃工場、また中防の不燃ごみ処理センター、この定期的な補修工事、整備工事、これが大きな金額にもかかわらず随意契約で行われている。

それと、契約先がほぼ施設をつくったプラントメーカーにお願いしているという、その辺が、以前も、今までも、多分そういう傾向にあったんだろうと思います。それについて、まず、ご説明いただければと思います。それと、なぜ入札方式を取らないで随意契約にしているのかということで、お願いします。

○塚越 浩技術課長 特命随意契約について説明をいたします。

まず、年間を通じて変動するごみ量に対応するために、定期補修工事を1炉当たり6週間程度で終わらせるという計画を立てているところでございます。

当然のことながら、プラントの性能を維持させる必要がございます。このために、プラントを設計・建設した当該のプラントメーカーに定期補修工事を行わせる必要があるというふうに考えているところでございます。

さらには、工場所有権やノウハウが多く存在しております。例えば、ストーカ式焼却炉であれば、同じような火格子で焼却させているだけというふうに、一見、見える場合もございます。

しかし、同じ火格子といっても、各メーカーでそれぞれ独自のノウハウ等、形状、寸法など大きく異なっておりまして、これを他のメーカーでは責任が持てないという、そういうような理由から特命随意契約をしているところでございます。

○おぐら利彦委員 今、説明いただいた中に、ノウハウを持っているというような説明がありましたけれども、もちろんつくった会社が一番ノウハウを持っているわけですが、今、やはり、確かな技術力を持った会社というのは数社あると思います。

そういった中で、やはりそこしか使えないものというのものもあるかと思いますが、そういったところにも発注することも必要ではないかと思うのですが、そういった特殊なノウハウですとか、先ほどおっしゃってました工業所有権ですか、そういったところの説明をしていただけますか。

○塚越 浩技術課長 まず、焼却炉プラント全体の基本的な構成は、これはいずれの清掃工場でも同じでございます。

現在、清掃工場に要求されている高度な性能条件や制約された個々の立地条件、工場によりましては、やはり立地条件が厳しい工場もございますので、これらの立地条件を満たすために、プラントメーカーはプラントを構成する設備に独自のさまざまな技術的な工夫をしているところでございます。

こういうプラントメーカーにつきましては、これらの技術的工夫を設備の形状、機能、材料、加工方法、システムの構造など、多岐にわたる工業

所有権を保持しております。また、独自技術の優位を保つために、企業内のノウハウとして、ほとんどのものを非公開で保有しているという事実がございます。

一例を挙げますと、清掃一組で運用している焼却炉の形式としては、ストーカ炉、それと流動床炉、ガス化溶融炉などの種別がございます。

ストーカ炉の中でも、ごみを燃焼させる、先ほども説明いたしました火格子の面に段差がある斜面、または段差のない斜面、または水平とか、プラントメーカーによっては、そういう火格子一つとってもさまざまな形状を構成しているというところでございます。

また、火格子を動かしながら来るごみを移動させ、また、それを動かすことによって、空気をかえることによって焼却が可能になっておりますから、この火格子の動かし方一つを取りましても、コンパクトにそれらの火格子の形状に合わせた形状、材質などを設計しているというところでございます。

これらの形状、材質、方法、構造などは、ほとんどのものが特許権、実用新案権として、開発したプラントメーカーが登録しているということでありまして、このような工場所有権がプラントを構成するほとんどの設備に、現在、存在しているという状況でございます。

○おぐら利彦委員 いろんな専門用語が出てきて私は理解できない部分もあったんですけども、その会社しか持っていない技術力というのがあるということだと思います。

ただ、今まで入札をしてこなかったということなんですけれども、入札を実際に導入した場合、どのような問題点が生じるのか、それをお聞かせいただけませんか。

○塚越 浩技術課長 実際に入札を行ったときにどういう不具合があるかということでございます。

清掃一組では、現在、19の清掃工場を維持管理しております。定期補修工事につきましては、これは全ての工場で毎年実施しているというところでございます。

定期補修工事の内容につきましては、事前に行われます中間点検で、一定程度、確定させまして、その段階で図面の作成や材料の発注など、実質的な準備期間というのを設けてございます。

これを競争入札した場合には、落札業者が決定後、図面の作成や材料の発注などを行うことから、現在よりも、当然のことながら工期が1、2か月延びるということが考えられます。

また、さらに、入札が不調になった場合におきましては、再度、契約手続を行うなど、そういう必要が生じることから、工事の着手が2か月程度おくれることが考えられるというようになります。

このように工期が長くなるということは、停止する工場数が当然のことながら多くなりまして、23区全体のごみの処理能力に不足が生じ、その結果、23区のごみ処理に影響や支障を来すことになるというふうに考えております。

以上のことから、19清掃工場を維持管理していく上では、23区全体の清掃事業を考えた場合には随意契約が適切であるというふうに考えているところでございます。

実際に平成20年に中防灰溶融施設定期補修工事において契約が不調となりました。このときに、他プラントメーカーによる施工の可能性を打診しましたが、他のプラントメーカーにおきましては、やはり技術を開発し、製作した施設の補修工事等を請け負うことは、公害防止施設などの性能を保証することが困難だという判断、また、安全で安定的な運転ができないというような理由で、全てのメーカーが辞退になったという例がございます。

○おぐら利彦委員 今の説明で、準備期間の問題ですとか、一度やられたということで、その契約が不調となったというお話も伺いましたけれども、やはり、それでも、随意契約を減らしていく努力というのはしていけないといけないと思います。それについて、今後、取り組んでいく姿勢が何かありましたら教えてください。

○塚越 浩技術課長 随意契約を減らす努力につきましては、これは各区と同様に、建設設備、特にエレベーターの点検など、建設設備の点検につきましては、現在も競争入札で発注をしております。

また、プラントにかかるものでございまして、排ガスや排ガスを実際に測定する機器、また、高圧受変電設備の点検委託など、法定資格の要件を満たせる業者が多数存在するものや、性能の影響を回避できる、例えばI T V監視システムとか、あとは空気圧縮につきましては、現在、分離を

いたしまして競争入札による発注を行っているというところでございます。

この分離発注への取組につきましては、基本的には、基幹設備のところにつきましては性能を担保する必要があるところから随意契約にしておりますが、それ以外のところにつきましては分離発注を行いまして、平成16年と平成24年の契約方法別の件数で見ますと、随意契約は平成16年55%から、平成24年度につきましては37%に減少してございます。

また、入札契約の比率につきましては、平成16年度14%から22%にそれぞれ増えておりまして、分離発注が、まだ完全ではございませんけれども進んでいる効果があらわれているというふうに考えているところでございます。

また、当然、この分離発注の拡大につきましては、各工場長会の場合や先ほどありました技術の継承をするための積算設計研修の機会などを活用いたしまして、この分離発注の考え方を周知して継続的に行うことで、契約のあり方について今後も検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○おぐら利彦委員 分離発注等、少しずつ取組をされているということですが、おもとのところでやはりまだ随意契約が続いているという。

ほかの自治体で、例えば定期補修工事、または整備工事、これに競争入札を導入している自治体があれば教えていただきたいのですけれども。

○塚越 浩技術課長 他都市の状況でございます。他都市の状況につきましては、施設規模がさまざまでございますので、施設規模を一定程度基準を設けまして、200施設から調査をして回答を得たという結果がございます。

施設の規模につきましては、日量100トン以上で、ボイラー設備を併設して、連続式で運転管理を行っていること、ほぼ私たちの清掃一組が保有している規模と同等の施設について調査をしたというものでございます。

200施設からの調査結果といたしましては、長期請負契約となっている13施設、これはDBO方式等で包括請負契約をしているところがありまして、この13施設を除きまして、特命随意契約で行っている174施設というふうな結果でございます。全体といたしましては93%でございます。競争入札につきましては、13施設で実施されておりました。

しかし、先ほどからご説明申し上げており、性能補償にかかる設備のところにつきましては、全てプラントメーカーが受注しているという

現状でございます。

この調査をしている中で、自治体からの聞き取りでわかったところでございますが、一部の自治体では、競争入札を行ったところ、プラントメーカー以外はやはり辞退をして翌年度から特命随意契約に戻した自治体、また、一般競争入札を制限付で行ったところ、1社も手を挙げずに不調となり、結果としてプラントメーカーの方に特命随意契約があったという自治体も、調査をしながら聞き取ったような状況がございます。

以上でございます。

○おぐら利彦委員 ほかの自治体も、皆さん、随意契約でほぼやられているということで事情はわかりましたけれども、やはり少しでも随意契約から、皆さんの理解が得られるような形で入札への移行も必要かと思われます。

それと、先ほどお話しいただいた分離発注ですね、これもさらに進めていただきたいと思います。

いろいろと、やはり企業が持っているノウハウという面ではそこに発注せざるを得ない場合もあるかもしれませんが、今後とも取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○梅沢五十六委員長 ほかにございますか。

○山口ひろひさ委員 18日にも説明があったと思うのですがけれども、ちょっと私の方は日経新聞、9月6日の日経に出ましたごみ処理技術のカザフへの移転という、ちょっと記事を持ってきたので読ませてもらいますけれども、東京二十三区清掃一部事務組合は、9月から三菱重工業グループと組み、カザフスタンへごみ処理技術を移転するための調査を始める。

ごみを燃料にした発電設備計画を支援する。東京のごみ処理システムを紹介し、環境問題が深刻化する新興国向けにコンサルタント業務を強化するというのでこういう記事が出ていたわけですがけれども、今まで培ってきたノウハウを、清掃一組と23区が協力しながら、こうした発展途上国のカザフスタンを支援するということは、私は非常に有意義なことだと思います。

こういった清掃技術の支援、国や企業を含めて、まずそのスキームと支援というのは現状どのようなになっているのか、ちょっと、まず教えていただきたいのです。

○大川 裕清掃事業国際協力課長 急速な経済成長の過程にある途上国におきまして、廃棄物処理への対応が後手に回って、健康被害、環境汚染が深刻化することが、現在、危惧されております。

こうした海外諸都市に対しまして、これまで東京の公衆衛生を維持してまいりました東京二十三区の清掃事業の経験、また廃棄物処理の技術、これを伝えることができれば、地球環境の保全に資すると考えているものでございます。

アジアを初めとして、各国におきましては、我が国の環境省や経済産業省が支援してございます 3 R、廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査事業や民間企業のさまざまな取組に協力していくことで、途上国における温暖化対策、また同時に、廃棄物問題の環境汚染対策にも資すると考えております。国際的公共利益、これを達成することができるものと考えている次第でございます。

このため、昨年 5 月に東京二十三区清掃事業の国際協力に関する基本方針、これを策定してございます。一つ目として、国際貢献型。二つ目として、コンサル型。三つ目として施設の運営、また維持の O & M 型、それから出資事業運営型の国際協力を大きく四つの基本パターンをまとめ、取り組んでいるところでございます。

特に 1 の国際貢献型につきましては、海外からの清掃工場への視察者の受入れ、また研修等を実施してございます。

また、二つ目のコンサル型におきましては、先ほどご案内いたしました経済産業省、環境省等の事業の実現可能性調査、こちらの方に協力をさせていただいてございます。

○山口ひろひさ委員 基本方針四つの中で国際貢献とコンサル型というのが一歩進んでいるのかなという答弁でしたけれども、今まで行ってきた中で具体的な実績は何かありますか。

○大川 裕清掃事業国際協力課長 はい。実は、清掃一組の評議会におきまして、調査研究を初めとした国際協力の取組につきまして、平成 23 年度に有識者を入れた清掃事業国際協力研究会を設置してございます。

先ほどご説明申し上げました基本方針について議論していただきまして、平成 24 年 5 月に基本方針を策定して、本格的な取組を実施してまいりました。

平成24年度につきましては、海外からの視察につきまして、126件、約1,900名の方を受け入れてございます。

また、独立行政法人国際協力機構、JICAの日本・マレーシア経済連携協定に基づきまして、廃棄物管理行政、こちらの研修に協力をいたしまして、ソフト、また講師陣の提供を行うなど、国際貢献型の事業を実施しております。

また、コンサル型といたしまして、民間企業が受託いたしました経済産業省、こちらの委託事業といたしまして、マレーシア廃棄物発電熱供給事業に関する事業化調査及びブラジル、クリチバ市における現地適応型廃棄物処理事業調査、また、環境省の委託事業でございますベトナム社会主義共和国ハノイ市におけるセメントキルンを利用した都市廃棄物処理事業に関する実現可能性調査、以上3件について協力をしてまいりました。

以上の3件の調査に協力した際に、国から委託を受けた幹事会社から清掃一組に対しまして、調査終了後に支払われました実費相当の協力金でございます事業化調査協力金、こちらを合計920万円余り歳入として受け入れてございます。

以上でございます。

○山口ひろひさ委員 今、三つのお話、そして920万円の歳入があったということですが、こういった実績を踏まえて、今後の見通しというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○大川 裕 清掃事業国際協力課長 今年度につきましては、初めに、海外からの清掃工場への視察者の受け入れに関しまして、4月から現在まで約5カ月間で1,500名の方が私どもの清掃工場の方に見学に見えられております。例年、およそ2,000名から3,000名の方が海外から清掃工場に視察に訪れておりますが、今年度は平年と比べて増加傾向を示してございます。

次に、海外からの研修生の受け入れについてでございます。

こちらにつきましては、来月の全員協議会で改めて詳しくご説明いたしますが、先ほどご説明いたしましたJICAの日本マレーシア経済連携協定に基づきます廃棄物管理行政にかかる研修を、昨年度に引き続きまして、本年度も10月下旬に2週間の予定で実施する予定でございます。

また、我が国の民間企業が実施する実現可能性調査につきましては、先

ほども触れましたが、経済産業省委託調査、こちらのカザフスタン共和国、アルマトイ市廃棄物発電代替エネルギー供給事業調査、こちらに事業提案者からの協力要請に基づいて協力していく予定でございます。

今後の清掃事業の国際協力の見通しといたしましては、基本方針に基づきまして、東京二十三区清掃事業が保有する技術、ノウハウ等を活用いたしまして、途上国において現在発生している廃棄物処理に伴うさまざまな課題の解決、また、地球環境の保全、国際的公共利益の実現に向けて事業を展開していくとともに、合わせて清掃一組の技術の蓄積、並びに人材育成を今後とも図っていきたいと考えております。

○山口ひろひさ委員 東京のいわゆる清掃事業というのは、先ほどからも質疑がありますけれども、大きい清掃工場を初め、大きなシステムの管理運営ということを行っているわけですが、その中でいろいろな課題を克服してきたし、そういった技術、ノウハウというのをしっかり持っていると思います。

そういったことをこの発展途上国に支援する姿勢というのは、私はこの東京の清掃、この技術を世界にアピールする非常にいい機会だし、重要なことだと思っておりますので、今後の事業展開については、時期を見て、適宜、行っていただきたいことを要望いたしまして、何かありましたら、最後をお願いいたします。

○大川 裕清掃事業国際協力課長 私ども清掃一部事務組合の清掃事業の国際協力の推進に関しまして、ご理解をいただきまして、まことにありがとうございます。

実は、去る８月２８日に、私ども職員に向けて行った清掃事業の国際協力に関する講演会を開催いたしました。

そのときの講師として、元国税庁長官の大武健一郎氏が講演の中でおっしゃったことなのですが、単なる機器の切り売りではなくて、メンテナンスや人材育成を主眼に置いた国際協力の取組が不可欠であるとおっしゃっておりました。これは、まさに２３特別区、また清掃一組のかけがえのないノウハウ、資産そのものであると考えております。

いずれにいたしましても、ただいまの委員のお話につきまして、今後の清掃事業の国際協力事業、こちらの展開に反映させていきたいと考えております。

○西川太一郎管理者 世田谷の山口議長さん、ありがとうございます。

あえてつけ加えれば、これによって、清掃事業に従事する、公民を問わず、非常によい意味でプライドを持っていただける、自分たちが努力してきたことが、アジアの諸国、また遠く日本の裏側のブラジルなど、野積みでございまして、やたらに捨てていて、伝染病の原因になったり、また破傷風の原因になったり、子供たちがそういうところで平気で遊んでいるというような悲惨な状況を少しでも解消していく東京モデル、リサイクルもそうでございますが、これによって、本当に清掃労組、各区の雇上業者も含めて職員の方々が清掃事業というものが新しい環境にかけがえのないすばらしい事業であるということにプライドを持って働いていただけるというメリットは、誰も言及しませんでした、これを発案し、言い出しました者としては大きな成果だったというふうに思います。

特にアジアの国では、日本と明確に違いますのは、公が議会の提案を受けて行いまして、いわゆる納税者、有権者の方々がご協力をいただけるという、そういう、どうも風土に欠けている面があって、一生懸命公がそういう努力をしてもなかなかうまくいかない、そういうようなところで、どこに工場を立地したらいいのか、どういうふうにしてリサイクルに民間を巻き込んだらいいのか、また、技術者はどういうふう to 養成したらいいのか、いろんな面で東京が日本を代表して貢献できる、私は大変すばらしいことになっていくというふうに思っております。

お尋ねいただきまして、本当にありがたく存じております。

○梅沢五十六委員長 ほかにございますか。

○馬場信男委員 私も、足立区の区民に対しまして、清掃関係に年間30億円ぐらい負担があるのですけれども、しっかり説明ができるようにと思っております、その観点から2点お聞きしたいと思いますが、すみません、その前に、決算とはちょっと違うんですが、一組の皆さんは上着を着てネクタイをしているのですけれども、これは何か理由があつてのことなんですか。

○西川太一郎管理者 区民の代表でいらっしゃいます区議会議員、決算委員の先生方に敬意を表するためにきちんとしたことで出ているんだろうと、私はそういうつもりでネクタイをしておりますが、そういうことで、終わればネクタイを取ります。簡単に言えば、そういう敬意を表する姿でございます。

○馬場信男委員 大変敬意を表していただくのはもちろんありがたいことなんですけ

れども、昨今、なぜ我々がネクタイをしていないのかという趣旨ともちょっと、どちらが重要なのかなと。

我々は、今、数字の決算について議論をする上では、少しでも暖房費、冷房費を節減していただくというふうに申し上げざるを得ないところなんです。今回は議会だからということなのかもしれませんが、特にネクタイはされなくてよろしいのかなと私自身は思うところでございます。

それでは一つ、先ほどおぐら委員の方から話がありました特命随意契約について簡単に私からも聞かせていただきたいと思います。

ご説明を聞いていますと、やはり19の清掃工場がそれぞれ工夫を凝らしてつくられているので、簡単に補修関係はいろんな業者が競争入札を受けられないというふうに受けとめたんですけれども、そもそも清掃工場を発注するにあたって、もちろん安い企業に請け負っていただくのがよろしいかと思うのですけれども、仮に若干高くとも、長期的に見て、競争入札でメンテナンスができる工場をつくるというのも一つの選択肢ではないかというふうに思うのですけれども、どうしてもその特別な特許というか、ノウハウというか、そういったもので固めなければいけないのかなというところが気になったんですけれども、その点については、どうなんですか。

○西山正彦建設課長 建設費が多少高くても、以後、民間の業者が、多数の業者が入れるような形でできないかというご質問だったと思います。

私どもといたしましては、日本全国でも誇れるような公害防止設備を設けた工場を建設しているところでございます。これを維持管理するためには、どうしてもそれぞれ独特な技術が必要であると思っております。

また、現在、大田清掃工場以降では、総合評価落札方式というものを導入させていただいております。こちらは、技術力と価格点の両方で評価して、最も点数の高い業者を落札者とする契約方式でございます。

その中でも、技術点の中では、今後のメンテナンスにかかる経費、こちらについても評価する形で取り組ませていただいております。

今後とも、このような長期、先を見込んで、経費がより安くなる方法、こちらの方を考えて取り組んでいきたいと思っております。

今後とも、ご指導のほどをひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。

○馬場信男委員 高い技術力を思う存分発揮していただくのはいいと思うのですけれども、我々は、税金をごみ処理の施設に使う、その部分をチェックするの

が仕事でありまして、例えば1民間企業が立派な工場をつくるのなら構わないと思うのです。

民間企業が、例えば車を買うのであれば、レクサスだろうがプリウスだろうが何でも好きなものを買えばいいと思うのですけれども、我々は区民に説明できるような形で工場をつくっていただきたいというような、わかりやすい仕組みでつくっていただきたいと思うのです。

車で言えば、カローラでも普通の車でも構わないと思うのです。技術は若干劣るかもしれないですけれども、機能としてはトータルとして安くて、燃費がよくて、経営的な負担の少ないもの、これを追及するのが我々公務員の行政の仕組みであって、それに向けて努力しなさいと指導するのが我々議会の努めではないかなと思うのですけれども、その辺の考え方についてはどう思われているのですか。

○岩崎 豊計画推進課長 おっしゃるとおり、公務員の目指すところというのは、最少の費用で最大の効果という、これはもったもな事だと思ってございます。

先ほど、建設課長の方から総合評価落札方式という言葉が出ました。その中では、やはりいろんな評価項目があるんですけれども、もちろん、いろんな機器について汎用できるような機器はもちろん提案の中で出させていただく、そういったところも評価しながら決めていくというところでございます。

その中で、いろんな技術点をつけながら、もちろんメーカーそれぞれに技術的な能力とかノウハウというのは持っていますから、そういうものもその評価の中で出てくるところはございますが、やはり、そういった設備の中でも汎用的なものも使える部分もあると思います。そういったものも含めて評価していくということになると思います。

それから、もちろんその評価の中には、工場ができ上がった後にいろんな薬剤であるとか、そういったものの使用料等も含めての提案みたいな形で業者を決めていくわけですから、そういった提案も含めて、一番技術的に優れた、低価格、将来的に安くできるような工場で、なおかつ入札においての金額が安いところが、やはり高い得点を取るというような方式を使って業者を決めているところでございます。その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

○馬場信男委員 それでは、総括しますと、先ほど、おぐら委員からの指摘もあったとおり、そういった、いわゆる特命随意契約にならないように、区民に説明しやすいようにという努力が当然あってしかるべきであります。

それとともに、一つ最後にお聞きしたいのは、では、特命随意契約が今後減るという方向は確かだというふうに説明をしてしまっていていいのかなということなんですけれども、区民に対して、その辺はどうでしょうか。

○塚越 浩技術課長 補修にかかる場所の契約形態につきましては、先ほども説明させていただきましたとおり、分離発注をより進めていくことで行っています。

また、この分離発注につきましては、契約のあり方検討会というものを庁内で設置いたしまして、そちらの方でメーカーヒアリング等も踏まえまして、分離発注、切り離しでこれは問題ないか、問題ないというのは性能に関して問題がないのかどうかを確認しながら、できる限り分離発注を今後も進めていくということには変わりはないということでございます。

○馬場信男委員 我々はジェネリック薬品を使えと口を酸っぱくしている、国保の負担を減らそうというような中で、機能が同じであれば、できるだけ安い負担の方向で考えていただくというのが当然の流れかなというふうに思います。

それと、先ほど説明いただきました12、13ページで、款別の、年度別の決算状況の推移を見せてもらいました。

これを見ますと、各区の負担金がおおむね、これは400億円ぐらいで推移をしているということは、各区の負担が年度によって、出っ張ったり、引っ込んだりなるべくしないようにという努力の結果なのかなと思うのですけれども、これはやっぱり繰入金か何かで調整しているんですよね。その点はどうでしょうか。

○石井康弘財政課長 委員がお尋ねのとおり、分担金についてはできるだけ平準化するようにということで23区の区長会の方からも申し入れがございますので、当然、財政規模については施設整備費によって非常に大きく増減するような形になっています。

従いまして、分担金については繰入金を活用することによって、できるだけ増減のないように配慮して予算編成を行っております。

○馬場信男委員 我々の区政運営の中で、取れるところはしっかり取ろうということ

で、例えば国庫の支出金なんですけれども、これは説明の26ページで見ましたら、やはり工場の建設で今年はこれは突出して19億円も出ているのかなと思うのですけれども、これは工場建設費の一部を助成してくれるという、こういう仕組みがあるんでしょうか。

○岩崎 豊計画推進課長 これは、循環型社会形成推進交付金という環境省の方で出しているお金なんですけど、こういった廃棄物処理とカリサイクル施設をつくるときに、工事費の全てではないのですが、その工事費の中で対象事業費というものがございまして、その部分の例えば3分の1であるとか、あるいはものによってはそのお金の2分の1ということで支出される補助金、交付金ということでございます。

ですから、工事費全て、あるいはその半分ということではないので、その工事費の中での部分的な工費のさらに3分の1というふうにして、そういった形で基準が決められてございます。

○馬場信男委員 わかりました。我々も各区の分担金が平準化されて、そして、できるだけ少なくということの使命を負っていますので、その辺の支出金に対してはしっかりといただいていたきたいということと、先ほど申し上げました契約の方式を今後いろいろと検討いただいて、また、区民、納税者に説明ができるような形で決算をしていただきたいと申し上げて質問を終わります。

○梅沢五十六委員長 ほかにございましょうか。

○伊東しんじ委員 私の方からは、実績報告の40ページ、雑入の部分、収入実績の1番、電力エネルギー売払収入について、これは63億3,000万円余計上されていますけれども、先ほど、款別、年度別という部分でも、この諸収入が5億円ほど前年に比べて増えているんですけれども、どの部分で増えているのか、この部分は前年度に比べて変化があったのかどうか、変化があったのだったら、その理由についてということをお願いしたいのですが。

○栗原康明発電計画担当課長 平成23年度電力エネルギーの受払収入は約59億円であり、平成24年度は約4億3,000万円の増収となっております。

この理由として、当組合では、平成23年度から夏期における東京電力管内の電力逼迫を受け、送電電力増加対策として灰溶融炉の停止や、集中焼却等の対策を行い、発電量、売電量ともに増加しております。

平成24年度もこの取り組みを徹底し、発電量の増加を図るとともに、売電単価の上昇もあり、約4億3,000万円の増収となったところでございます。

○伊東しんじ委員 ありがとうございます。昨年といえば、7月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特措法、そちらの方が施行されました。

再生可能エネルギーの固定価格による買い取りというものが実施されているわけですが、これにつきましては、当組合としては、鋭意、この方向で取り組まれているのか、また、今後の将来性についてはどうなのか、その辺についてご答弁をお願いします。

○栗原康明発電計画担当課長 当組合では、19工場中15工場について、再生可能エネルギー固定価格に移行し、バイオマス分について、売電単価、1キロワット当たり17.85円で売却しているところでございます。

本年4月から8月までの売電収入は約4億7,000万円で、前年度同時期の約3億2,000万円と比較すると、約1億5,000万円の増収となっています。

このままの状況で推移しますと、平成25年度は収入予算額を十分確保できるものと見込まれます。

○伊東しんじ委員 ありがとうございます。地球温暖化対策としてのさまざまな法整備、取組の中で、やはりそれをうまく活用して、当組合としての歳入の確保策に努めていただきたいと思います。

それと、もう1点、お伺いしたいんですけれども、先ほど、特別区分担金のお話が出ましたが、決算全体を通して見させていただいて、先ほど、概要説明の中でも831億円余の歳入、そして792億円余の歳出ということになっていまして、この歳入の中には、前年度5億7,000万円余の繰越金がありました。

それで、逆に、平成24年度会計を閉じてみますと、次年度に繰り越すべき実質収支が3億7,000万円余という形で、会計処理上は歳入、要するに、減ったのかなと、繰越額が減っているということで、厳しくなっているのかなと思われがちですが、逆に、内訳を見させていただきますと、財調基金からの繰入が8億7,000万円で、逆に歳出の方では、同基金への積立が1億1,300万円ということで、その差額

24億9,800万円、要するに基金総額が増加しているわけですね、平成24年度決算においては。

また、組合債の方を見させていただきますと、清掃工場整備にかかるためとして、36億8,200万円が新たに組合債に組まれました。しかし、一方では、償還が104億2,641万円行われまして、これは元金だけの数字ですからね。

そうしますと、そこでも差し引き67億4,441万円が減債されていると。そうすると、トータル合わせますと、先ほどの繰越額が目減りした分を考えても、79億円余の財政効果が生じていると、平成24年度決算に限って言えばですね。

その中で、414億円ですか、23区に分担金をお願いしているという事情を考えると、もう少しわかりやすい基金からの繰入、そして積立、それから起債を起こす仕組み、それから償還の仕組み、そして分担金をお願いするための仕組みというものをわかりやすく説明していただけると、これは一言では大変なのかもしれませんが、概要等でうまく説明していただけると、こうした一般廃棄物処理基本計画によりますと、本年度、平成25年度も平成26年度もさらに施設整備で、たしか平成25年度が160億円を超える施設整備を予定されていたと思うのですが、そういうものも絡むのでしょうから、その辺がわかりやすく説明されるとありがたいのですが、それについて、簡単に結構ですから説明をお願いします。

○石井康弘財政課長 委員お尋ねの分担金、それから繰入金、それから組合債の考え方について、ご説明したいと思います。

まず、分担金、それから繰入金の考え方ですけれども、当初予算において、まず予算の査定を経まして、歳出の総額が決定いたします。

それから、国庫や廃棄物処理手数料などの特定財源等を差し引いた残りが一般財源所要額ということで、それが分担金や繰入金の基礎となる数字になります。

先ほどから申し上げているとおり、財政規模については施設整備費の増減によって年度にかなりばらつきがございます。ですので、特定財源等を差し引いた一般財源所要額、そのうち分担金ができるだけ平準化するようにということで、当初予算の際に、繰入金の額を幾らにすれば分担金が平

準化するということで金額の方をまず決定させていただいております。

ですので、当初の繰り入れ自体は８０億円ということで繰り入れさせていただいて、最終的に積立の話が出ていると思うのですけれども、積立金についての原資といたしましては、前年度からの繰越金ということで平成２３年度の繰越金が５０億円ございました。

今回、積み立てているのが１１３億ほどございますので、差し引き６３億円は何かといいますと、平成２４年度中の歳出削減ということで、例えば契約の差金や、あとは執行努力によりまして歳出を減らしてその部分を基金の積み立てに回すということで、これはあくまでも翌年度以降の財源としてできるだけ歳出を圧縮する。なおかつ、歳入についてはできるだけ確保するというので、歳入の確保した分、それから歳出の削減した分を合わせて、最終的に年度末に１１３億円を積み立てているという形になってございます。

それから、組合債の考え方ですけれども、先ほど馬場委員の方からご質問がありました国庫の関係なんですけれども、清掃工場の建替等の事業費につきましては、国庫の対象になる補助事業費と国庫の対象にならない単独事業費という２種類ございます。

起債を取る際には、補助事業費に対しては国庫補助金の金額を差し引いた残り９０％を充当率として起債を取っています。

単独事業費につきましては、その事業費に対して７５％の充当率で起債を取っていますので、要は、事業費が膨らめば、それに対して起債の金額が多くなりますので、前年度と比べて３０億円ぐらい組合債については増加しているという形になって、結局、組合債を取る理由といたしましては、一般財源所要額そのまま賄ってしまうと、当然のことながら、清掃工場につきましては、将来世代の方も当然のことながら利用するというので、公債費で負担していただくということで、後年度の世代の方にも負担していただくという形で考えてございますので、組合債についてはルールどおり取るという形で、事業費見合いで金額が前年度よりも増えているという状況になってございます。

○伊東しんじ委員　そうした歳出削減、そして歳入確保に努力されているのは重々承知しているのですけれども、いろいろ資料を見させていただきますと。この６年間で組合債の方が９００億円を超えるものがあったものが５００何

十億円減らすことができているわけですね。

その間、大体、分担金の方は23区に総額で400億円台、450億円ぐらいから400億円ぐらいで推移しているということで、非常に順調に見えてしまうのです。

将来の施設整備ですとかそういうものが、こういう資料を見させていただきましたけれども、やはりこの整備費でも、平成24年度、この一般廃棄物処理基本計画の平成24年度の施設整備に伴う事業費試算という部分でも、当初は150億円ということが計上されていましたが、平成25年度は230億円ぐらいというふうに試算されているわけですが、実際はそれを何割か低い数字で施設整備を目指されているというのがわかっているのです。ただ、その乖離が大きければ大きい分、もうちょっと分担金の方を、23区、今回、414億円に対して80億円余の財政効果が生じてしまっているということは、分担金の2割に近い数字なので、その辺はもうちょっと十分に説明していただけるようにお願いするのと、我々も区の方に戻りまして説明ができにくいということがありますので、ぜひその辺を今後資料を整えていただいて、しっかりと説明していただけるようお願いしたいと思います。

これは要望にしておきます。

○梅沢五十六委員長 ほかにございますか。

○石田秀男委員 すみません、私からは、まず一組の皆さん、非常によく運用されていると思っておりますが、1点だけ教えていただきたいというか、質問をさせていただいて、間違っていたら間違っていると言っていいただければと思います。

し尿処理について伺いたいと思います。品川清掃作業所において、今、その施設を使って運転管理業務委託を行っている。6人でやっていると思いますけれども、これで、その6人の方がその施設を使ってし尿処理をしているメリットというのがあれば、教えていただきたい。

どうしてそういうことを言うかということ、もう一つ次の質問は、処理可能な民間施設があると思います。そこへ搬入をして処理を行ってもらいたいこともできると思うのですが、そこら辺の考え方を教えていただきたいのと、もう1点、もしその民間施設へ搬入して処理をした場合の費用、これは概算ですぐ出ると思うのですが、そういう概算計算みたいな

ことはしたことがあるのかなのか、そこら辺を教えてくださいと思います。

○中尾正巳管理課長 品川清掃作業所のし尿処理の件でございます。

まず、あちらで今6名で委託をいたしまして処理をしているわけなんですけれども、メリットという話になりますと、現在は中間処理、これは一組が担っておりますので、一組が本来処理するところを委託して処理をしているという内容でございます。

また、民間処理施設、確かに江東区さんと板橋区さんに二つの民間処理施設がございます。特に、江東区の民間処理施設はかなり大きいものというふうに聞いておりますので、そちらの方でもできないことはないのかなということは思っております。

細かい試算についてはしておりませんが、現在、こちらの方で委託費でし尿処理の方で1億7,700万円強の支出をしております。

民間処理施設ですと、1リットル当たり12円から15円という処理量がかかりますので、単純に、今現在のこちらの実績の量、これをキロリットルに直しまして掛けますと2億円前後の金額になるのかなというふうに思っております。

これもまだ当然業者さんの方と話を直接したわけではございませんので、細かい金額の方はまだ出しておりませんが、概算ではそのぐらいになるのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○石田秀男委員 どうしてこういうことを聞いたかといいますと、私が感じているのは、その1リットル当たり12円から15円というのは、基本的には、例えば建設現場の簡易トイレであるとか、イベントのそういうトイレであるとか、そういうときの処理費用である。

継続的にやる場合については、多分、これは契約をすればもっと半額ぐらいになるだろうと私は思っております。こういう試算はやっぱり一回出すべきではないのかなと。

だから、例えば中間処理を一組でやらなくてはならないという考え方もありますけれども、委託をしていくという考え方もあるわけで、そうなったときに、これは幾らぐらいなのかなという考え方を一回交渉するというのが必要かなと私は思っています。

そういう形でいったときに、これがもし半額になれば、今言ったのが1億円ぐらいになれば、非常に金額が下がるのであれば、私は民間で処理してもいいのかな、その部分の費用を負担すればいいわけで、だけど、全体のコストが下がってくるという考え方があると思います。

これからその量が減ってくるということも考えれば、では、いつまで続けるんだという計画も、私はそこで立ててもいいんだろうと。

32年なのかというラインはあるけれども、そういうことを考えるのであれば、私はそういうふうに、一回、試算をするべきではないのかなと思ってここは聞きました。

だから、逆に、民間業者に対するデメリットも何かあるのかなというふうな思いがあるのであれば、それはそれで私も教えていただければと思いますけれども、やっぱりし尿処理をしていて、いつまで、今、し尿処理をやる。では、計画的にはこれぐらいだと。では、そこは一回交渉してみたら、これぐらい差が生まれる。こういう考えを持っていただいて、やるのか、逆にやれないのか、中間処理を担っているからやっぱり自前でやらなくてはいけないのかと、これは考え方を改めて教えていただきたい。

○中尾正巳管理課長 先ほども申し上げましたように、その企業の方と直接コンタクトを取ってということはありませんので、委託の経費がさらに減額になるのかどうかということは、今現在、お答えすることはできませんので、そこらへんはご容赦ください。

ただ、処理といたしまして、現在、品川清掃作業所の方にも6,200台弱の車が走っておりますけれども、これを民間の施設にということになりますと、改めて江東区さん、板橋区さんの方にその車も行くことになりますし、もう一つは、公共の一つとしてし尿処理をしているところが、現在、品川の作業所しかございません。

これは、災害のときに、し尿処理、実際には収集を要する、いわゆるバキュームカー自体の数も少ないということもあるんですけれども、公共施設として、そういう施設が一つしかないものをなくしてしまっているのかというところは、これは清掃一組だけで判断するものではなく、先ほどの車の話も含めまして、こちら23区の皆さんと協議をしなければいけないものなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○石田秀男委員 最後に、これは逆の発想をします。例えば、今１億７，７００万円かかっているものを１億円ぐらいで相手が処理をしてもいいというのなら、逆に、この施設を委託契約して処理してもらうのではなくて、貸し付けて費用をもらうと。

だけれども、向こうは１億円もらえば、これは採算ベースに乗ると思えば、民間のものもどんどん入れてきていいよ、逆に、一組としては貸し付けをしていく、こういう考え方も生まれてくると思うので、これは要望にしておきますけれども、私はそういう方法論も一つの考え方だと思うので、ぜひ、これは方法論として検討していただきたいなと思います。これは要望にしておきます。

○梅沢五十六委員長 ほかにございますか。

○高瀬三徳委員 先ほど放射能の話をしておりましたけれども、東日本大震災がありました。その対策ということで、東京電力の賠償責任についてお伺いしたいと思います。

放射能対策などにかかった費用ということで、そのうち平成２３年度分ということで東京電力から２億９，６００万円が支払われているということで以前報告があったように伺ったんですけれども、東京電力とどのような交渉をしてきたのかということと、あとは平成２４年度にかかった放射能対策費はどれぐらいあるのか。そして、東京電力でこちらの方も賠償請求をしているのかということをお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○中尾正巳管理課長 東京電力への賠償請求のご質問でございます。

まず、平成２３年度につきましては、こちらの方は約３億８００万円の損害賠償を東京電力の方に請求しております。

そのうち、施設数を超えます放射能の測定の機器の購入費用と宮城県の女川町の災害廃棄物の受入れに関連しました人件費については認められないということで、約１，２００万円の金額については認めてもらえないという内容でございました。

ただ、一方で、こちら一組の方では国の基準では放射能セシウムの測定ということが決められておりますけれども、こちらといたしましては、セシウムだけではなくて、放射性のヨウ素、あるいはセシウムにつきましても、国の基準を超える回数で２週間に１回ごとの測定をしておりますけれ

ども、こちらの方は東京電力との交渉の結果、その部分については、回数についても認めていただけるということになっております。

こちらにつきましては平成24年度以降も測定の方をしておりますので、そういう意味では継続的に行っている測定を認めていただけたということは意義があるかなというふうに思っております。

今のような経緯を経まして、先ほど申し上げた3億800万円の請求に対しまして、2億9,600万円ということで、96%の補償はされたということでございます。

次に、平成24年度でございますけれども、現在、金額については精査をしている最中でございますが、現状でおよそ9,000万円程度の損害賠償を要求することになるのではないかと見込みを立てております。

こちらにつきましては、詳細が決まりましたら、また改めてご報告をさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○高瀬三徳委員 ということでありますけれども、まず、東京電力とは、こちらの方、どのような形で交渉をしてきた、何回ぐらい交渉したのか。そして平成23年度に認められなかった、これは1,200万円ぐらいですね、こちらの方はどう考えているのか。

先ほど、機器だとか、あとは人的な部分で、女川の方ですね、かかったのが。そういうふうに言っておりましたけれども、これはどう考えているのか。

そして、もう一つは、平成24年度分について、詳細は改めて報告していただけるということだったんですけれども、前回に比べて2億円ぐらい違うようなんですけれども、それはどんなことなのか、説明願います。

○中尾正巳管理課長 まず、東京電力との交渉の回数ですけれども、直接、面談でといますか、交渉したのが7回と、あとはそのための電話での連絡等も含めまして、電話での交渉等は10回程度行っております。

それと、先ほど認められなかった1,200万円の部分なんですけれども、こちらにつきましては、8,000ベクレルを超える飛灰を測定するためには特殊な機種が必要だということで、当初、幾つの工場から8000を超えるものが出るかということが想定できませんでしたので、三つの機械を買いまして、実際には江戸川清掃工場一つということで、残りの二

つは予備的な扱いになっているのですが、その部分が認められなかったということと、女川町につきましては、これは東京電力の主張といたしましては、あちらは震災に伴うもの、あるいは震災に伴う津波で被害を受けた災害廃棄物であって、原発由来ではないということで、あちらの方は、それは認められないということで言われております。

しかしながら、我々といたしましては、実際に２３区、まず手を挙げまして女川のごみを受け入れたことによりまして、広域処理も広がったということ。

もう一つは、女川の災害廃棄物につきましても、やはり福島原発の話で受け入れがなかなか進まなかったということがあるわけですので、そういう意味でもその人件費、住民説明会も数多くこなしましたし、あるいは反対の方々が、万が一、交渉に来たときに危険がないようにということで警備員等も立てました。そういう人件費についても認めてほしいということで交渉しております。

その１、２００万円につきましては、それもだめだということで和解をしたわけではなく、その１、２００万円につきましても、まだ請求権は残っているということは東京電力の方に確認しています。

こちらにつきましては、平成２４年度の分も交渉するにあたって、もう一度、東京電力の方と話はしていきたいというふうに思っております。

次に、平成２４年度の金額と平成２３年度分の差なんですけれども、こちらの方、当初、飛灰汚泥の方に放射性物質が多く含まれておりますが、工場から埋立地に持っていくときに、天蓋車といいましてダンプで上に扉のついているものでふたをして持っていつているのですが、それでもまだすき間が少しあるということで、飛灰汚泥をブルーシートでくるみまして、その上、その天蓋車のほかのところも目張りをして運んでいるというような処理をしました。

この際、作業員についてもその分多くなりましたし、また、そういう作業をするために車の台数も多く必要になっております。

ただ、平成２４年度につきましては、その天蓋車自体を改良していただきまして密閉精度のいいものということでビニールシートに包んだりということがなくなったものですから、その部分が多くなっておりまして、その部分で１億８，０００万円ほど前回とは請求の金額が違い、今回は９，

000万円余になるのではないかとということで、見込みを立てているものでございます。

以上でございます。

○高瀬三徳委員　そういうことなんです。とにかく賠償責任というか、賠償に関してはまだ残っているということで粘り強くやっていただきたいんですけども、もし本当に東京電力、とにかく放射能が出なかったらこういうことにはならなかったということで、それは本当に粘り強くやっていただきたいし、先ほど話したとおり、東京都からの話でやっているんですが、もし取れなかったら、東京都からでも、国からでも、これはきちんと賠償の責任ということで取っていただきたいなと思っております。

以上です。

○梅沢五十六委員長　よろしいですか。

活発なご意見ありがとうございました。

十分、審議ができたと思いますので、これで質疑・意見を終わります。

これより、採決に入ります。

認定第1号、平成24年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○梅沢五十六委員長　全員賛成であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することと決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か、発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○梅沢五十六委員長　発言がないようですので、これをもって決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉　　　　　　会（午後4時28分）

記録署名 決算特別委員長.....
(梅沢 五十六)